

初期ケインズの貨幣観

——『インドの通貨と金融』における

ケインズの問題意識——

片岡俊郎

I

私は、前稿において、⁽¹⁾ケインズを理解する視角として初期、中期、後期という時代区分をした上で貨幣論的見方で追求する方法を提示した。そして前稿を序説としたのは、直接的にケインズの貨幣観あるいは貨幣論を分析するのではなく、師マーシャルの伝記のなかにケインズの貨幣観を見ようとしたからにはかならない。つまり、ケインズがマーシャルを理解しようとしたとき、マーシャルの貨幣論がケインズにとって非常に重要な部分を占めていたことを指摘することによって間接的にケインズの問題意識を闡明にすることが目的であった。前稿において、ケインズが貨幣論展開の必要条件として提示したのは、着想における新鮮さ、説明における鋭さと、強さであり、この三点を年令という物理的若さに帰したところにケインズの特色がある。マーシャルはケインズによってこの観点から批判されるのであるが、本稿はマーシャルを迂回してケインズの貨幣観に接近するのではなく、直接にケインズ自身の貨幣観を批判的に検討することによりケインズの貨幣観の問題点を明確にしようとするものである。その手始めとして、われわれはケインズの最初の著作、『インドの通貨と金融』（*Indian Currency and Finance*）（1913）を問題とする。ケインズ30才の著作である。

(注) (1) 拙稿「初期ケインズの貨幣観序説—〈マーシャル伝〉を中心として—」

（『福山大学経済学論集』第1巻第1号，1976年。）

初期ケインズの貨幣観

しかも、本稿では、『インドの通貨と金融』全般を問題にするのではなくに本書の序論とも言うべき第1章「ルピーの現況」に問題を限定することによってケインズの現状認識、あるいは貨幣を軸とした現実の見方を先ず検討する。そこには現実を見る若きケインズの着想における新鮮さと、説明における鋭さと、強さがかいま見られるのではあるが、それはケインズが貨幣というものに視点を据えた結果であり、貨幣論展開のためにはケインズ自身その緒についたにすぎないことは、論の展開とともに明瞭にされるであろう。それはさておき、「ルピーの現況」を要約することによって問題の所在を指摘する手懸りをえよう。

II

ケインズは『インドの通貨と金融』⁽¹⁾、第1章「ルピーの現況」を次のような書き出しで始めている。「インドの通貨に関する広大な歴史的事実について私は時間を費やすつもりはない。」⁽²⁾そしてインドの通貨が1893年までは銀地金の変動にさらされていた周知の事実を確認した上で、1893年の銀の自由鑄造停止は、インドの貿易上の不自由さ、英本国への支払の不便さから必然的にその原因である減価しつつある銀を基礎にした通貨制度にインドが訣別したものであることを先ず指摘する。あわせて、ルピー貨の金価値がその素材価値から引き離され、同時に通貨の新規発行が押さえられたがゆえに低下していたルピー貨の金価値を1899年にほぼ1シリング4ペンスに上げることに成功し、その後ずっと続いていると述べている。次にこの銀本位から金本位への移行が決して容易になされたものではないことに論及して、1893年当時の銀の利害関係者の新たな制度に対する反対点、(1)新たな制度は不安定なものである、(2)減価する通貨は一国の海外貿易にとって有利である、を吟味する。特に(2)に対しては、当時の理論家達によって、「(a)輸出業者にとっての利益は、社会の他の成員の大それた犠牲であり、そして国全体を益するものではない。そして(b)それ〔輸出業者の利益〕はただ一時的なものに過ぎない」⁽³⁾と考えられていたことを

紹介して、(a)に関しては減価しつつある通貨が国内物価水準を引き上げ、その苦しみがいかなうものであったかを現下(1910年代)の物価上昇から説明し、(b)に対してもここ十数年の経験が理論を裏づけていることを具体的に示す。そして、結論的には、1893年当時の批判はもはやきかれないし、銀本位から金本位への移行は賢明なものであったことが大筋として承認されたとケインズは断定する。

そこで1893年という時点を明確に位置づけたケインズは1899年来のインドの通貨制度の特色を次のように述べることになる。「インドの通貨制度の展開は静かではあったが、急速だった。政府側での政策の公的な発表はほとんどなかったし、立法上の変化は考えられなかった。しかも、一つの制度が発展して来た。⁽⁴⁾」ケインズがここに発展してきたという新たな制度は、新たな制度をもたらした人々にも、1893年の造幣局の閉鎖に反対した人々にも無視されたものであるし、現下の制度にはほぼ近い提案をした人もいたけれども、⁽⁵⁾その提案が政府やファウラー委員会によって支持された結果として出来てきたわけではない奇妙さにケインズは着目する。そこでケインズは1893年にたちもどって、当時可能な通貨の基礎を考察する。それは(1)紙幣、(2)銀、(3)複本位、(4)金であり、(1)の価値下落したあるいは減価しつつある、通常は紙幣をインド政府が採用しようとしていたとはとても考えられず、(2)はその時点で公然とひっくりかえしたものであるし、(3)に関しては複本位制の交渉の失敗によって試みるべくもなかったとすれば、インド政府が採用すべき通貨の基礎は最後の金通貨以外にはなかったと結論する。しかしながら、1893年時点においては、新たな制度は過渡的なものであるとの認識から、金導入への第一歩としか考えられていず、1899年時点に到って金通貨が最終的な目標であることが初めて宣言された点に注目して、1899年を1893年から区別する。それでは1899年時点で目標とされた金通貨がインドに導入されることになったかと言えば、そうではないとして次のように述べる。「ルピーは依然として主たる交換手段であり、無制限法貨である。どんな当局に対しても、ルピー貨と金との兌換を強制するいかなる法律上の制

初期ケインズの貨幣観

定もない。1899年以来、ルピーの金価値が狭い範囲内でのみわずかに変動してきたにすぎない事実は、政府が非強制のもとで引受けなければならないひとえに行政上の手段に帰する。⁽⁶⁾ここに到って、ケインズはルピーの現況に目を転ぜざるをえない。行政上の手段とは何なのかと。

ケインズは、現在確立されているインドの通貨制度を次の四点に要約する。

(1)ルピーは無制限法貨であり、法律の定める限りでは兌換出来ない。

(2)ソヴリン貨は、1ポンド=15ルピーの無制限法貨となり、そして1893年の告示(notification)が取り消されないかぎり、政府は1ポンドと交換に15ルピーを与えることを強制されている。

(3)行政上の実施の問題として、政府は通例前記のレートでルピー貨に対してソヴリン貨を与えようとしている。しかし、実施は、時々停止される故に、インドにおいてルピー貨の提供によって必ずしも大量の金が得られるわけではない。

(4)行政上の実施の問題として、政府はカルカッタで提供されたルピー貨に対して1ルピー=1シリング $3\frac{2}{8}$ ペンスより不利でないレートでロンドンでスターリングで支払われうる手形を売るであろう。

そこで、ケインズはこの四点のうち第(4)点こそ、ルピーのスターリング価値を維持するためにきわめて重要な項目であるとしながら、この項目が政府に対して義務として強制されるものではないが、それを政府が停止すればインドの通貨制度は崩壊するものであることを指摘する。ここにインドにおける通貨制度の特徴、行政上の問題の重要性が説かれる。そして第(2)点とあわせてルピーのスターリング価値は1シリング $3\frac{2}{8}$ ペンスと1シリング $4\frac{1}{8}$ ペンスの間で安定すると結論づける。⁽⁷⁾これこそがまさに、インドの通貨制度の現況なのである。

ここに到って、ケインズはインドの通貨制度を理解する上での年表を提示する。なぜならば、インドの通貨制度の特色は非常に多くの告示や行政上の実施によっており、現在の制度を形成した法律をただ一つ指摘することは不可能であるという理由から。

初期ケインズの貨幣観

1892年、インドの通貨に関するハーシェル委員会。

1893年、私的勘定での銀鑄造に対してインド造幣局を閉鎖する法律。ルピー貨あるいは紙幣が金の提供と交換に供給されるレートを1ルピー＝1シリング4ペンスに固定する政府告示。

1898年、インドの通貨に関するファウラー委員会。ルピーの交換価値が1シリング4ペンスに達した。

1899年、英国のソヴリン貨を1ルピー＝1シリング4ペンスの法貨とする法律。

1899～1903年、インドでのソヴリン貨鑄造に対する交渉（1903年2月6日にあいまいな形で打ち切られた）。

1900年、鑄造利益による金本位準備設立。

1904年、インド宛のインド省手形を1ルピー＝1シリング4 $\frac{1}{8}$ ペンスで無制限に売る意向に関するインド省大臣の告示。

1905年、紙幣に対する通貨準備の一部としてイングランド銀行にイヤ・マークされた金での通貨資金の設立を認可し、通貨準備の一定部分のスターリング証券への投資を認可する法律。

1906年、（英国金鑄貨と区別された）金提供に対してルピー貨発行を命じた告示の取り下げ。

1907年、金本位準備の中にルピー部門設立。

1908年、ロンドン宛1ルピー＝1シリング3 $\frac{2}{3}$ ペンスのスターリング為替がカルカッタで売られ、金本位準備からの資金によって現金化された。

1910年、10ルピーと50ルピーの通貨紙幣を一般法貨とし、イギリス金鑄貨と交換に紙幣発行を命ずる法律。

1913年、インドの金融と通貨に関する王立委員会。

以上の年表をあげた後に、ケインズは法律の相互の位置を明確にするために史的にさかのぼっての考察を開始する。まず、1893年の法律は、銀地金と交換にルピー貨を発行することを義務づけた1870年の鑄貨法（Coinage Act）の撤廃

初期ケインズの貨幣観

であり、同時に1ソヴリン=10ルピー4アンナとレートを固定し、ソヴリン貨が政府国庫に受けとられることを規定した1868年の総督告示が、1ソヴリン=15ルピーと変更されたものであった。また1882年の紙幣通貨法(Paper Currency Act)のもとに発せられているがゆえに1ポンド=15ルピーのレートで金と交換に紙幣通貨の発行を命じたものでもあった。そして金の提供に対するルピー貨の直接的な発行は1893年に最初に発せられたものであり、1906年まではルピー貨は金鑄貨もしくは金地金のどちらに対しても発行されたが、1906年以降は、ソヴリン貨と半ソヴリン貨に対してのみ発行されるようになった。また、1899年の法律は、英国ソヴリン貨を1ポンド=15ルピーのレートの法貨と認めたゆえに間接的な効果としては法律的には政府にとっては紙幣を金鑄貨に変え銀貨の提供を拒否することを可能にし、そしてついには1910年の紙幣通貨法が英国の金鑄貨の提供に対して紙幣を発行することを政府に義務づける法律となったとしてケインズは史的説明を終えている。

そこでケインズは、インドの通貨制度を次のように結論づける。1ポンド=15ルピーのレートでソヴリン貨をルピー貨へ変換することはどのような法律によ

(注) (1)『インドの通貨と金融』からの引用は最近刊行されているケインズ全集、第1巻(*The Collected Writings of John Maynard Keynes, I, 1971.*)によりページ数のみを示す。

(2)『インドの通貨と金融』, 1ページ。

(3)『インドの通貨と金融』, 2ページ。

(4)『インドの通貨と金融』, 3ページ。

(5)ケインズはリンゼイ(A.M.Lindsay)をあげ、彼の説を次のように示している。「彼は次のように言った。<この変化は少数の知識人を除いて知られざるうちに進行するだろう。そしてこのほとんど気づかれぬ過程によってインドの通貨制度はリカードゥや他の偉大な権威者達がすべての通貨制度の最上のものとして主張してきた基礎にもとづいているということを見出すことは満足である。すなわちその通貨制度とは、国内流通に用いられる通貨手段は紙幣と安価な名目鑄貨に制限され、それらは外国支払いの目的のために金に兌換されうることによってあたかも金貨のように正確に機能するように作られている。>」(『インドの通貨と金融』, 3~4ページ。)

っても規定されたものではなく、行政部の随意に撤回しうる告示によって規定されており、金本位準備の管理にいたっては、法律、告示によるのではなく、たんなる行政上の実施の問題となっている。したがって、インド省手形のロンドンでの売りや、逆インド省手形のインドでの売りはその時々行政上の裁量によって変えうる通告（announcement）によっているのである。このことは、インドの通貨制度が成長は漸進的であり、現存する諸法律はあくまでも過渡的な性格を持つものであることが示されているのだとケインズは強調する。そしてケインズはインドの通貨制度の特徴を次の三点に絞っている。第一は、現実の交換手段が国際通貨と区別される地域通貨であること、第二に、地域通貨（ルピー貨）を国際通貨に変えるためにはロンドンで国際通貨（金）で支払われうる手形に変えることを政府が進んでやること、第三は、政府が要求された場合は国際通貨にたいして地域通貨を提供し、地域通貨が国際通貨に逆もどりする責任を自身に引きうけているゆえに、これらの目的それぞれのための通貨準備金を保持しなければならないことこれである。これら三点については後続の諸章で取り扱われることが示唆されてルピーの現況についてのケインズの見解は終っている。⁽⁸⁾

(6) 『インドの通貨と金融』，4 ページ。

(7) 「かくして第二番目の項目はインドにソヴリン貨を送る費用以上まで、ルピー貨のスターリング価値が1 シリング 4 ペンス以上に上昇することを妨げている。第四番目の項目はそれが1 シリング $3\frac{2}{3}$ ペンス以下に下落することを妨げている。このことは事実上ルピーのスターリング価値の変化の最大の範囲は1 シリング $4\frac{1}{8}$ ペンスと1 シリング $3\frac{2}{3}$ ペンスであることを意味している。」（『インドの通貨と金融』，5 ページ。）なお、後述の年表の1904年の項も同時に参照。

(8) 『インドの通貨と金融』、第1章「ルピーの現況」はこれで終っているわけではない。ケインズはインドの通貨制度の諸特徴の説明に向う前にこの制度が特殊なものでない二つの点に言及している。一つはルピー貨が規則によって1 シリング 4 ペンスに維持される制度はルピー貨が1 シリング 4 ペンスの価値をもつ金貨であるという制度に比して物価水準に及ぼす影響は変わらない。二つは行政上の実施の問題として政府の自由裁量権を強調したが、自由裁量とは全く自由であるということではなしにある一定の制限下における自由であり、政府活動の効果たるや取るにたらないものである。以上二点である。

Ⅲ

Ⅱの要約で、我々が注目しなければならないことは、ケインズが1893年と1899年とを区別したことである。しかも1893年と1899年の区別の仕方は、1893年が銀本位制から金本位制への移行の大筋の承認であり、1899年は金本位制下における通貨の基礎が1893年時点では明確でなかった金通貨を目標とした時点としてである。ここに、ケインズが制度というものをどのように考えていたかの鍵がある。1893年から新たな制度が発展して来たが、一つの法律によって規定されたものでもなく、必ずしも人々が意図したものではなかった制度、この制度をケインズは如何に処理したか興味ある問題である。1893年の銀自由鑄造停止による銀本位制度から金本位制度への移行は必ずしも順調に行なわれたわけではないことはすでに要約で述べたが、その前にこの制度が複本位制の交渉失敗の結果であるというケインズの簡単な指摘も考慮する必要がある。また別の箇所ケインズが述べている1893年時点で考えられた通貨の四つの可能な基礎、紙幣・銀・複本位・金の検討に際して紙幣、銀は問題にならないとしても、複本位が「交渉の失敗によって」としていても簡単にケインズによって排除されていることを見逃してはならない。この交渉の失敗については、ケインズは説明を加えないのであるが、ただここで言えることは、制度というものは人々によって作られる、あるいは人々の意図した結果通りに作られるものではないことをケインズが物語っていると理解しても間違いとはいえない。それゆえ新しい制度が実際に成立した以上それなりの理由をあげる必要が存するのであって、ケインズのあげた理由が、(1)インドの貿易上の不自由さ、(2)英本国への支払の不便さなのである。ケインズが言っていることは、旧来の制度には問題点があり、旧来の制度がなんらかの形で克服されなければならないということであり、新しい制度が金通貨を基礎にした金本位制度でなければならないということではない点に注目する必要がある。ともあれ、旧来の制度を否定して、一つの新たな制度、複本位制は交渉が失敗に帰しているがゆえに、大筋と

して金本位制が選択されたのにすぎないのである。そしてこの制度の通貨の基礎が金通貨でなければならないことは、1893年時点においては制度が過渡的で金導入へは第一歩を踏み出したばかりであるとの理由によって、1898年のファウラー委員会まで明言されることはなかったのである。そこで必然的に1893年と区別された1899年が出現する。そして金通貨を問題とするならば当然問題とされなければならない「1899～1903年、インドでのソヴリン貨鑄造に対する交渉（1903年2月6日にあいまいな形で打ち切られた）」をケインズは年表には明記しながらも、本文では問題として取り上げていない。そして、ケインズが強調することは1893年の金本位制の大筋としての承認とは違って1898年の金通貨の明言が1899年以降の通貨制度の新たな展開において達成されてはいないことである。ケインズはその論拠としてルピー貨が依然としてインドにおける主たる交換手段であり無制限法貨であった現況の下に、ルピー貨の金価値の安定のために行政手段はとられたが、ルピー貨を金または金通貨に強制的に兌換する法律のなさを指摘する。そこでケインズはインドの通貨制度は非常に多くの布告や行政上の実施によっていると結論せざるを得ないのであるが、1898年以降金通貨が目標とされたにもかかわらず、1903年の金通貨自由鑄造の挫折を問題にしないのは必ずしも納得いく説明ではない。1899年以降金通貨が採用されなかった理由が1903年のあいまいな形で打ち切られたソヴリン貨鑄造の交渉の失敗の帰結ではないとは断定出来まい。1893年時点で複本位制の交渉の失敗を無視したケインズ、あるいは前提としたケインズがここにも存在する。それでは、1893年時点における複本位制の交渉の失敗を無視したケインズと1899年以降の通貨制度の展開のなかで、金通貨の自由鑄造の挫折を無視したケインズを統一的に理解しようとするれば、われわれはどうしても現実主義者ケインズを想定せざるをえない。ここにいう現実主義者ケインズとは、事象を説明するにあたって原因をつきとめその結果として現実を見るのではなく、現局面それ自体を見ようとするケインズであり、そのケインズによれば通貨制度は現実を直視した上でのそれに最もふさわしい布告や行政上の実施によって成立するものとな

初期ケインズの貨幣観

る。よりこのことを明確にするためにはケインズの史的考察に注目する必要がある。

ケインズは第1章「ルピーの現況」の書き出しで、「インドの通貨に関する広大な歴史的事実について私は時間を費やすつもりはない。」と言いながらインドの通貨制度の特徴として行政上の手段が重要であることから現在確立されている制度を四点に要約した上で、それは一つの法律によって確立された制度ではないとして1892年以降の年表を提示して説明するのであるが、それでは不充分であるとして史的にさかのぼって考察を加えている点にわれわれは着目する必要がある。史的考察の対象になっている1864年、1868年、1870年、1882年はいずれも1893年、1899年を明確にすることにつかわれているだけであり、決して史的展開として年代順に整理されてはいない。そこには現実主義者ケインズが存在し、1893年、1899年を説明するのに必要なかぎりでも史的にさかのぼっているものであり、史的展開を追えば現実が理解できるという見方をケインズは取ってはいない。ケインズにとっては、1893年は銀本位から金本位への質的転換点として、1899年は金本位制下における通貨の基礎が金通貨ではない現下（1910年代）を説明する時点として重要であるにすぎない。そのように整理すれば、あまり明確ではなかった1899年が金の提供に対するルピー貨の直接的な発行にふれた1893年と結びつけられ、ついで1906年のルピー貨の発行を金鑄貨あるいは金地金と区別して英国ソヴリン貨のみに限定され、最後に1910年の英国金鑄貨と交換に紙幣発行を命ずる法律にまでケインズが言及している点を考えあわせると非常に意味を持ってくる。そこで、注目すべきは年表の1899年で述べられている英国のソヴリン貨を法貨とする法律の成立である。ここにいたって、1899年はインドの通貨制度の基礎が金通貨を目標とされた年として理解するのではなく、ルピー貨の金価値がほぼ1シリング4ペンスに上げられ安定したことを前提とした上で、ソヴリン貨が法貨となった年として重要なのである。その意味ではケインズが1903年の金通貨自由鑄造挫折を無視したことは一応うなづける。以上のように1899年が明確になれば、1893年、1899年両方が現

下の通貨制度を説明するに最もふさわしい時点であることがわかる。一は現下のインドの通貨制度が金本位制度であることを示しており、二は現下のインドの通貨制度が金本位制度下の一特殊制度であるということを示している。いずれも現下の制度の直視からの当然の帰結である。

Ⅳ

われわれはケインズの現状認識あるいは貨幣を軸とした現実の見方を検討してきたので次のように結論づけることができる。

まず、前稿においてケインズの時代区分を、初期、中期、後期とわけたのであるが、そこで基準とされたのが金本位制度である。われわれがⅢで1893年、1899年を金本位制度、金本位制度下の一特殊制度をそれぞれ示す時点として整理したことは、ケインズ自身と金本位制度との結びつきは非常に強固であることの指摘であり、少なくとも初期ケインズの分析視角としては金本位制度を軸とした見方がきわめて有効であることがケインズ自身によって示されたことになる。

次に、金本位制度といっても機械的に取り上げられたものではなく、ケインズの生きた時代的背景としての金本位制度をわれわれが取り上げていることに注目するならば、Ⅲで指摘された現実主義者ケインズがより意味を持つてくる。現実主義者ケインズにおいては、金本位制度とはまさに彼が生きた時代の分析対象であり、ケインズが通貨制度としての金本位制度に視点を据えたことは貨幣論的視点からの現実把握ということになりそのことがⅢで見てきたように彼の現実直視の新鮮さと鋭さと強さを保証しているのである。ということは本稿で明確になった現実主義者ケインズとは、われわれにとっては現実を直視したケインズであり、われわれの考察の対象となるのはケインズが直視した現実ということになる。

最後にケインズが直視した現実、われわれが現代資本主義を解明しようとするとき恰好の素材となる。なぜならばわれわれが生きている時代も資本主義

初期ケインズの貨幣観

の一特殊段階である帝国主義段階（狭く言えば国家独占資本主義段階）であり、その意味においてはケインズとわれわれは同時代人であることを考慮に入れるとき、■で確認されたケインズの現実直視からはわれわれは現代資本主義が持つ種々な問題点を学びとりそれを解決していく糸口を発見することができる。